

# マンションコミュニティアドバイザー派遣事業委託 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

マンションコミュニティアドバイザー派遣事業

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

別紙「仕様書」のとおり

### (2) 企画提案を募集する業務及び、対象エリア、対象マンション、契約金額上限

委託業務名	マンションコミュニティアドバイザー派遣事業
対象エリア・マンション	中央区
契約金上限	15,000 千円（3カ年の総額、1年目上限額：5,000 千円）

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### (5) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金以外の費用を負担しない。

### (6) 神戸市から提供する資料

- ・中央区分譲マンション一覧表
- ・その他中央区役所との協議により

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（選定結果通知後、神戸市は受託者と協議のうえ、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。契約締結後に判明した場合は契約を解除することがある。

### (2) 委託料の支払い

年度ごとに提出する実績報告書を検査の上、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払

### (3) 契約書案

別紙（頭書、仕様書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施工令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡・調整等を円滑に行うことができるとともに、神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせができる体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。

#### 5 委託事業者選定スケジュール

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 公募開始        | 2025年2月18日 午後2時                   |
| (2) 質問票の提出期限    | 2025年3月4日 午後5時                    |
| (3) 質問票への回答     | 質問を受領した日から5営業日以内に回答<br>※神戸市HPにて回答 |
| (4) 参加申請の提出期限   | 2025年3月11日 午後5時                   |
| (5) 企画提出書類の提出期限 | 2025年4月2日 午後5時                    |
| (6) 参加資格決定通知    | 2025年4月4日以降                       |
| (7) 企画提案審査会     | 2025年4月11日～4月18日（うち1日）            |
| (8) 選定結果の通知     | 企画提案審査会実施日から3営業日以内に通知             |
| (9) 契約締結・事業開始   | 2025年5月1日予定                       |
| (10) 事業終了       | 2028年3月31日                        |

#### 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 公募型プロポーザル実施要領等の交付
  - ア 交付開始 2025年2月18日 午後2時
  - イ 交付方法 神戸市ホームページに記載  
<https://www.city.kobe.lg.jp/d49614/896209180588.html>  
※郵送等による交付は行わない
  - ウ 交付資料 ①公募型プロポーザル実施要領（本書）  
②委託業務仕様書

③委託契約書頭書（案）

④各種様式

⑤委託契約約款

(2) 質問書の受付及び回答

ア 提出方法 「質問票（様式第1号）」に記載し、下記の方法のいずれかで提出すること。

①Eメール

②郵送

③持参

※本要領「8.その他（2）提出先、問い合わせ先」参照

イ 受付期間 2025年2月18日 午後2時から

2025年3月4日 午後5時まで

※郵送による場合は、2025年3月4日必着（消印有効ではないためご注意ください）

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項

各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 回答方法 質問を受領した日から5営業日以内に、神戸市HPにて掲載する。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 提出方法 「プロポーザル参加申請兼資格審査申請書（様式第2号）」に記載し、下記の方法のいずれかで1部提出すること。

※令和6・7年度神戸市入札参加資格を有していない場合は、下記の書類も併せて提出すること

・法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行された正本）

・納税証明書（国税及び地方税）

・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3）

①Eメール

②郵送

③持参

※本要領「8.その他（2）提出先、問い合わせ先」参照

イ 受付期間 2025年2月18日 午後2時から

2025年3月11日 午後5時まで

※郵送による場合は、2025年3月11日必着（消印有効ではないためご注意ください）

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項

各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 参加資格決定通知

2025年4月4日以降に参加資格決定通知書によりEメールにて通知する。

なお、参加資格を満たさない応募者については、その旨を通知する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法 下記の方法のいずれかで1部提出すること

①Eメール（データはPDF形式とする）

②郵送（ファイルに綴られた状態で提出すること）

③持参（ファイルに綴られた状態で提出すること）

※本要領「8.その他（2）提出先、問い合わせ先」参照

イ 受付期間 2025年2月18日 午後2時から  
2025年4月2日 午後5時まで

※郵送による場合は、2025年4月2日必着（消印有効ではないためご注意ください）

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項  
各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 企画提案書 A4版とし、任意様式とする

エ 企画提案書の内容

① 団体概要（類似業務実績なども記載すること）

② 業務実施体制

- ・人員数及び人月について記載すること
- ・業務担当者の業務実績を記載すること

③ 実施内容計画書

- ・仕様書4 業務内容（3）（4）にかかる成果指標、目標とする指標水準を記載すること
- ・提案内容は具体的な計画を記載すること
- ・マンションの選定方法を記載すること

④ 提案のセールスポイント

⑤ 提案見積と積算根拠

## 7 選定に関する事項

（1）提出書類に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

（2）企画提案審査会は下記のとおり行う。

ア 日時 2025年4月11日～4月18日（うち1日）

イ 場所 神戸市中央区役所内

（3）参加資格決定通知を受けた事業者は、企画提案審査会において、企画提案書の内容説明を行い、審査員からの質疑を受ける。

（4）説明時間は1団体につき30分以内（質疑応答は別途）とする。なお、提案が多数の場合は、提案時間の変更を依頼する場合がある。

（5）PC、スクリーン、プロジェクター、マイクは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合は、各自で用意すること。

（6）提出された企画提案書等をもとに、事業遂行能力、企画提案の内容等を精査するとともに、事業者による内容説明及び質疑結果から総合的に評価し、審査員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。

（7）審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「2. 企画内容」の項目の点数が高い事業者を選定する。なお、点数が同点の場合は、審査委員長が決定する。

（8）評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

（9）選定した委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した等を理由に協議が不調の時は、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

（10）選定結果の通知は、企画提案審査会実施日から3営業日以内に書面にて通知する。また、本市

HPに選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

(11) 企画提案審査会の審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

評価項目・評価の観点		配点
<b>1. 業務目的及び業務内容の理解度</b>		
・本業務の業務内容の趣旨等を十分に理解しているか		10
<b>2. 企画内容</b>		
・提案内容が具体的で、実現可能性が高い計画となっているか ・顔の見える関係やコミュニティの形成について成果指標・目標とする指標水準に問題はないか ・マンションの選定方法に問題はないか ・本事業終了後、継続的に自走できるような内容となっているか		50
<b>3. 実施体制・類似実績</b>		
・本業務の実施に必要な業務体制を有しているか ・過去に実施した類似事業の実績はあるか		20
<b>4. 価格</b>		
・見積金額が上限の範囲内であり、積算根拠が妥当か		10
<b>5. 地域性</b>		
・地元企業（神戸市内に本社を有する）又は 準地元企業（本社が市内にないが、営業中の支店・営業所が市内にある）であるか		10
<b>合計点</b>		<b>100</b>

(12) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 審査員に対して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 見積書の金額が、別紙「仕様書」に記載する事業規模（契約上限額）を超過すること
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書は返却しない。なお、市は必要な範囲において企画提案書を複写する場合がある。
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。  
(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)
- オ 期限後の提出や差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力

団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 企画提案審査会への提出物及び委託業務の履行により作成された有体物及び無体物（以下「成果物」という。）の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 成果物にかかる著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属し、参加業者もしくは受託事業者（以下「参加者」という。）は、市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権人格権を行使しないものとする。
- ② 参加者は、市の書面による承諾なくして、成果物を目的外に使用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。本企画提案審査会終了後もしくは、委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。

ク 本件に係る令和7年度一般会計予算が成立しない場合は、この企画提案に基づく契約を締結しないことがあります。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-8570 神戸市中央区東町 115 番地

神戸市中央区総務部地域協働課 調査担当 櫻井・藤定

TEL : 078-335-7511(内線 206~209)

MAIL : [chuo-chousa@city.kobe.lg.jp](mailto:chuo-chousa@city.kobe.lg.jp)